

障害程度の区分

○最重度

精神発達面の障害が、おおむねIQ20以下であるか、おおむねIQ35以下であっても精神障害又は身体障害を合併して有するため、日常生活において顕著な異常行動がある等、常時特別の介護を要する程度のもの

○重度

精神発達面の障害が、おおむねIQ35以下であるか、おおむねIQ50以下であっても精神障害又は身体障害を合併して有するため、日常生活において常時介護を要する程度のもの

○中度

精神発達面の障害が、おおむねIQ50以下であり、日常生活において常時指導を要する程度のもの

○軽度

精神発達面の障害が、IQ75以下であり、日常生活において時に指導を要する程度のもの